

不審電話情報について

平成30年4月11日

近畿厚生局職員を装った不審な電話にご注意ください。

<内容>

平成30年4月、近畿厚生局管内の複数の病院に対して、近畿厚生局の職員を名乗る男性から以下のような電話照会がありました。

ケース1:「近畿厚生局のマツモト」（その他オオタニ、イトウ、オカダ等）と名乗る男性から、「保険医の登録の関係で、4月1日から勤務している医師の名前を教えてください。」との電話があった。

ケース2:「近畿厚生局指導監査課のオカダ」と名乗る男性から、「登録票を府県事務所に送付する前に、登録する医師の名前を事前に電話で確認したい」との電話があった。

ケース3:「近畿厚生局指導監査課のオカダ」と名乗る男性から、「平成30年度から新規登録をする際の登録方法が変わるので（※実際そのような事実はありません）、医師の名前の登録が必要になる」との電話があった。病院担当者が「どのような形式で送れば良いか」と尋ねると、「今回は電話口でカナだけでいい」という回答だった。上記のケースではいずれも病院担当者が不審に思い、折り返し回答するとして電話を切り、担当事務所に連絡したところ、該当する名前の職員はおらず、近畿厚生局の他の職員が電話をした事実もありませんでした。

なお、4月2日以降、全国的に同様の医師の個人情報を狙ったと思われる不審電話報告が多数寄せられています。

（追記：上記1と同様の手口に遭ったある医療機関で、ナンバーディスプレイに表示された番号が現存する府県事務所のものであったため、保険医の氏名等を教えてしまったというケースが報告されました。ナンバーディスプレイは番号の偽装表示が可能であり、上記のような照会を繰り返している人物も番号を偽装していたと考えられます。）

近畿厚生局では、変更届等の届出を受理する前に、採用された医師の氏名を聴取することはありません。

今後、上記のような不審と思われる照会（特に医師名等の個人情報を要求され

た場合) については、すぐに回答せずに、折り返し連絡するなど、慎重に対応していただくとともに、当局まで情報提供いただきますようお願いいたします。

<不審な電話があった場合>

不審に思われる場合は、相手の所属・氏名・電話番号をご確認のうえ、お近くの近畿厚生局各府県事務所等へお問い合わせください。

各府県事務所	電話番号
指導監査課（大阪府）	06-7663-7664
福井事務所	0776-25-5373
滋賀事務所	077-526-8114
京都事務所	075-256-8681
兵庫事務所	078-325-8925
奈良事務所	0742-25-5520
和歌山事務所	073-421-8311